

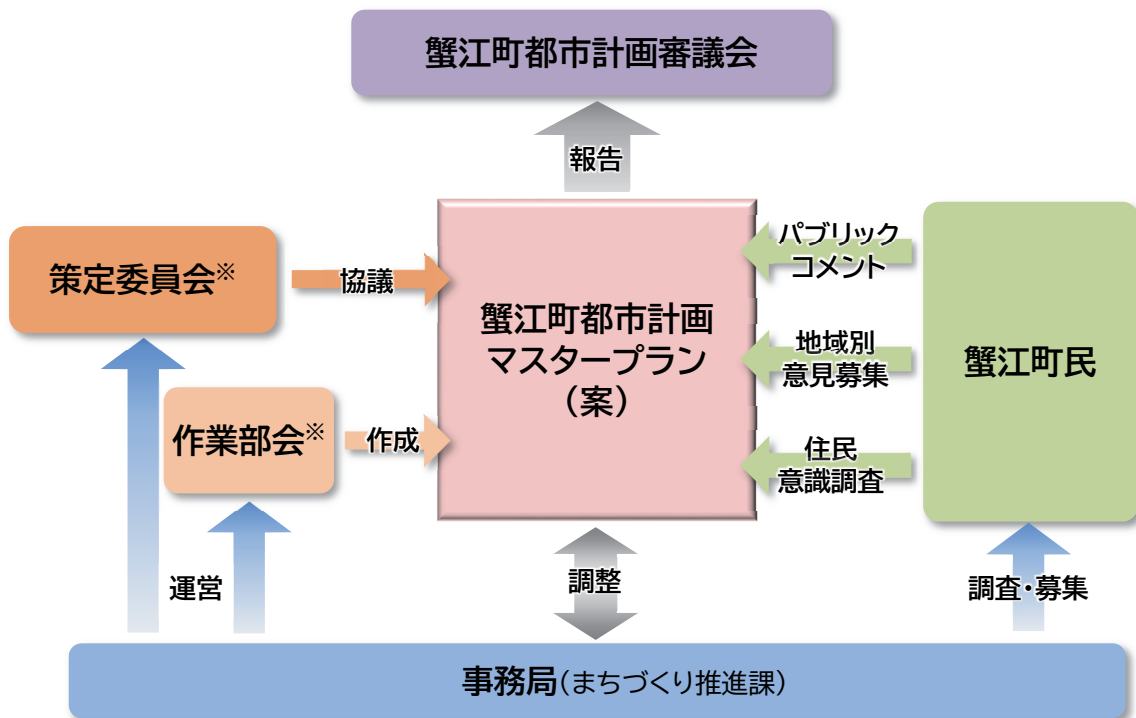
参考資料 2 計画改定までの経緯

■ 蟹江町都市計画マスタープランの策定体制

本プランの策定（計画改定）作業にあたっては、庁内関係部局職員で構成される作業部会で案を作成し、学識経験者・蟹江町都市計画審議会委員・愛知県職員などで構成される策定委員会で内容について協議の上、取りまとめた本プラン(案)を蟹江町都市計画審議会に報告しました。

また、町民意向の反映の機会として、住民意識調査（アンケート）、地域別のまちづくりの方針(案)に対する意見等の募集、本プラン(案)に対するパブリックコメント手続を実施しました。

【蟹江町都市計画マスタープラン策定体制】



※「蟹江町緑の基本計画」と共同開催

■ 改定作業の経過

	年 月 日	会 議 等	内 容
平成30年度 (2018年度)	11月15日(木) ～12月2日(日)	住民意識調査	●18歳以上の蟹江町民から無作為に抽出した3,000人の住民を対象に、まちづくりに関するアンケートを実施 ・有効回収数…1,224票 ・有効回収率…40.8%
	1月25日(金)	第1回 作業部会	●現況、課題の整理
	2月25日(月)	第1回 策定委員会	同 上
平成31・令和元年度 (2019年度)	7月16日(火)	第2回 作業部会	●全体構想(都市づくりの目標、将来都市像、将来都市構造)
	7月29日(月)	第2回 策定委員会	同 上
	10月24日(木)	第3回 作業部会	●全体構想(分野別の都市づくりの方針)
	11月29日(金)	第3回 策定委員会	同 上
	1月23日(木)	第4回 作業部会	●全体構想(取りまとめ)
	2月19日(水)	第4回 策定委員会	同 上
令和2年度 (2020年度)	6月25日(木)	第5回 作業部会	●地域別構想
	7月22日(水)	第5回 策定委員会	同 上
	9月1日(火) ～9月15日(火)	地域のまちづくりの方針(案) 意見等の募集	●地域別構想の各地域(須西・蟹江・学戸・舟入・新蟹江)のまちづくりの方針(案)について意見等を募集 ・募集用紙提出枚数…40枚 ・意見等件数…108件
	10月6日(火)	第6回 作業部会	●計画案全体の取りまとめ
	11月4日(水)	第6回 策定委員会	同 上
	11月18日(水) ～12月18日(金)	パブリックコメント手続	●計画案に対する意見等を募集 ・提出者数…4名 ・意見件数…37件
	1月21日(木)	都市計画審議会	●計画改定の報告

■ 計画改定組織

《蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会設置要綱》

蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会設置要綱

(平成20年12月9日決裁)

改正平成31年1月24日決裁

(目的)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく、蟹江町の都市計画に関する基本的な方針(以下「蟹江町都市計画マスタープラン」という。)及び蟹江町の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「蟹江町緑の基本計画」という。)の策定に係る調査及び検討をするため、蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画の内容について
- (2) 他法令に基づく計画等との整合性について
- (3) 蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画に基づいた都市づくりの実施方法について
- (4) その他必要な調整等について

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町都市計画審議会委員
- (3) 愛知県職員
- (4) 副町長
- (5) 町職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長と副委員長を置き、委員長には学識経験者を充て、副委員長には副町長を充てるものとする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

(報酬)

第6条 委員に対する報酬は無償とする。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集するものとする。ただし、委員として委嘱されるまでは、町長が招集する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業建設部まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月11日から施行する。

附 則 (平成31年1月24日決裁)

この要綱は、平成31年1月25日から施行する。

《蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画作業部会設置要領》

蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画作業部会設置要領

(平成20年11月7日決裁)

改正平成31年1月9日決裁

(設置目的)

第1条 蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画を策定するにあたり、蟹江町都市計画マスタープラン・緑の基本計画作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定に関する調査、研究を行い、今後の本町の都市計画、まちづくり、公園緑地計画の基本方針の原案を作成するものとする。

(構成)

第3条 作業部会は、15人以内で組織する。

(組織)

第4条 作業部会の部員は、政策推進課、ふるさと振興課、総務課、安心安全課、介護支援課、環境課、土木農政課、下水道課、教育課、生涯学習課及び消防本部の各課員から町長が委嘱する。

(運営)

第5条 まちづくり推進課長は、会議を招集し、会務を総括する。

(協力義務)

第6条 職員は、都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定に際し、作業部会や事務局の要請に協力しなければならない。

(設置期間)

第7条 作業部会の設置期間は、委嘱の日から、その設置目的が達成されたと町長が認めるときまでとする。

(事務局)

第8条 作業部会の事務局は、まちづくり推進課に置く。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月10日から施行する。

附 則 (平成31年1月9日決裁)

この要領は、平成31年1月10日から施行する。

《平成30(2018)年度》

(策定委員会委員名簿 ※第1回策定委員会)

氏名	所属	備考
嶋田 喜昭	大同大学教授 (大学院工学研究科/工学部)	委員長 (学識経験者)
犬飼 誠	蟹江町都市計画審議会委員 (建築士)	
山田 尊久	蟹江町都市計画審議会委員 (建築士)	
吉兼 由男	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町農業委員会会長)	
成田 正承	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町商工会長)	
伊藤 満	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町囑託員会長)	
山田 久子	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町婦人会長)	
片山 貴視	愛知県建設部都市計画課長	
桜井 種生	愛知県建設部公園緑地課長	
近藤 敦	愛知県海部建設事務所 企画調整監	
河瀬 広幸	蟹江町副町長	副委員長
黒川 静一	蟹江町政策推進室長	
岡村 智彦	蟹江町総務部長	
寺西 孝	蟹江町民生部長	
伊藤 保彦	蟹江町産業建設部長	
鈴木 敬	蟹江町教育部次長	
伊藤 和孝	蟹江町上下水道部次長	
伊藤 啓二	蟹江町消防長	

※敬称略、順不同

(作業部会部員名簿 ※第1回作業部会)

氏名	所属	役職
加藤 聖二	政策推進室 政策推進課	係長
浅井 修	政策推進室 ふるさと振興課	課長補佐
伊藤 俊郎	総務部 総務課	課長補佐
丹羽 修治	総務部 安心安全課	係長
小澤 有加	民生部 介護支援課	課長補佐
吉田 恒敏	民生部 環境課	課長補佐
伊藤 哲也	産業建設部 土木農政課	課長補佐
松井 智恵子	上下水道部 下水道課	係長
兼岩 英樹	教育委員会 教育課	課長補佐
大野 麻子	教育委員会 生涯学習課	課長補佐
山田 悌司	消防本部 総務課	課長補佐

※敬称略、順不同

《平成31・令和元(2019)年度》

(策定委員会委員名簿 ※第2～4回策定委員会)

氏名	所属	備考
嶋田 喜昭	大同大学教授 (大学院工学研究科/工学部)	委員長 (学識経験者)
犬飼 誠	蟹江町都市計画審議会委員 (建築士)	
山田 尊久	蟹江町都市計画審議会委員 (建築士)	
吉兼 由男	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町農業委員会会長)	
成田 正承	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町商工会会長)	
濱田 憲司	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町嘱託員会長)	
山田 久子	蟹江町都市計画審議会委員 (蟹江町婦人会会長)	
片山 貴視	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	
小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課長	
佐田 信一郎	愛知県海部建設事務所 企画調整監	
河瀬 広幸	蟹江町副町長	副委員長
黒川 静一	蟹江町政策推進室長	
浅野 幸司	蟹江町総務部長	
寺西 孝	蟹江町民生部長	
伊藤 保彦	蟹江町産業建設部長	
鈴木 敬	蟹江町教育部次長	
伊藤 和孝	蟹江町上下水道部次長	
伊藤 啓二	蟹江町消防長	

※敬称略、順不同

(作業部会部員名簿 ※第2～4回作業部会)

氏名	所属	役職
加藤 聖二	政策推進室 政策推進課	課長補佐
加藤 慎太郎	政策推進室 ふるさと振興課	係長
森 実央	総務部 総務課	課長補佐
丹羽 修治	総務部 安心安全課	課長補佐
小澤 有加	民生部 介護支援課	課長補佐
吉田 恒敏	民生部 環境課	課長補佐
伊藤 哲也	産業建設部 土木農政課	課長補佐
浅井 修	上下水道部 下水道課	課長補佐
兼岩 英樹	教育委員会 教育課	課長補佐
大野 麻子	教育委員会 生涯学習課	課長補佐
山田 悌司	消防本部 総務課	課長補佐

※敬称略、順不同

《令和2(2020)年度》

(策定委員会委員名簿 ※第5, 6回策定委員会)

氏名	所属	備考
嶋田 喜昭	大同大学教授(大学院工学研究科/工学部)	委員長(学識経験者)
犬飼 誠	蟹江町都市計画審議会委員(建築士)	
山田 尊久	蟹江町都市計画審議会委員(建築士)	
戸谷 猛	蟹江町都市計画審議会委員(蟹江町農業委員会会長)	
成田 正承	蟹江町都市計画審議会委員(蟹江町商工会会長)	
佐藤 豊	蟹江町都市計画審議会委員(蟹江町囑託員会長)	
山田 久子	蟹江町都市計画審議会委員(蟹江町婦人会会長)	
齊藤 保則	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	
小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課長	
今泉 明久	愛知県海部建設事務所 企画調整監	
河瀬 広幸	蟹江町副町長	副委員長
黒川 静一	蟹江町政策推進室長	
浅野 幸司	蟹江町総務部長	
寺西 孝	蟹江町民生部長	
肥尾 建一郎	蟹江町産業建設部長	
鈴木 敬	蟹江町教育部次長	
伊藤 和光	蟹江町上下水道部次長	
山田 靖	蟹江町消防長	

※敬称略、順不同

(作業部会部員名簿 ※第5, 6回作業部会)

氏名	所属	役職
丹羽 修治	政策推進室 政策推進課	課長補佐
加藤 慎太郎	政策推進室 ふるさと振興課	係長
藤下 真人	総務部 総務課	課長補佐
飯田 陽亮	総務部 安心安全課	課長補佐
小澤 有加	民生部 介護支援課	課長補佐
吉田 恒敏	民生部 環境課	課長補佐
伊藤 哲也	産業建設部 土木農政課	課長補佐
上田 通之	上下水道部 下水道課	課長補佐
兼岩 英樹	教育委員会 教育課	課長補佐
大野 麻子	教育委員会 生涯学習課	課長補佐
山田 悌司	消防本部 総務課	課長補佐

※敬称略、順不同

■ 蟹江町住民意識調査

(1) 実施概要

調査期間	平成30(2018)年11月15日(木)～12月2日(日)
調査対象	18歳以上の町民から無作為に抽出
調査結果	<p>【配布数】3,000票</p> <p>【有効回収数】1,224票</p> <p>【有効回収率】40.8%</p>

(2) 調査結果のまとめ

【蟹江町の暮らしにおける満足度・重要度】

- 「消防・救急体制」、「図書館などの文化施設」、「学校教育（小中学校）や地域の教育環境」、「保育所や幼稚園の施設・運営」などの消防や教育文化施設に対して満足している住民が多い。
- 「計画的な新市街地の整備」、「既成市街地の再整備」に関する満足度が低く、良好な市街地の形成と市街地環境の改善が求められている。
- 「避難所・避難路整備などの防災対策」、「病院など地域医療体制」、「交通安全施設（カーブミラー・ガードレールなど）」、「高齢者が生活しやすい環境」、「生活道路等の整備」は、満足度が低い一方で重要度が高く、高齢者をはじめとした安全・安心な暮らしに向けたまちづくりが重要であるとする住民が多い。

【身近な環境や地球環境の保全についての取組】

- 「買い物袋を持参するなど、ごみを減らしている」、「資源となるものは分別収集・資源回収に出している」が高く、ごみの減量や資源回収には約8割の住民が取り組んでいる。
- 住民（回答者）の3人に1人が「自転車や公共交通機関を利用するように心がけている」としており、環境や交通渋滞、健康などの面から、無理のない範囲での交通手段の転換を促すことが望ましい。

【観光・交流についての今後の取組】

- 住民（回答者）の半数以上が「尾張温泉や水郷環境、社寺仏閣など現在の観光資源をもっと活用する」取組が必要と考えており、それぞれの観光資源の魅力を最大限発揮し、町全体としての魅力の向上につながるような活用方法の検討が必要である。

【まちづくりの進め方】

- 住民（回答者）の半数以上が「行政が住民の要望を把握しながら、行政が主体となって取り組む」、「行政が主体となって取り組み、住民は理解し、協力する」といった行政主体のまちづくりが望ましいと考えている一方で、「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」という回答も約4割みられ、協働によるまちづくりを推進していくことが必要である。

【土地利用の考え方】

コンパクトなまちづくり 駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めるべきだという考えと郊外でも開発を進めるべきだという考えがほぼ半々である。

市街地内の土地利用 積極的な都市化を進めるべきだという考えより、ゆとりや景観などを大切に守るべきだという考えが上回っている。

空き家・空き地 空き家を住宅資源として利活用を図るべきだという考えより、除却してレクリエーションや災害時の避難にも利用できる公共空地として活用すべきだという考えがやや多くなっている。

企業立地 既存の産業の維持・発展に取り組むべきだという考えより、町内に新たな企業誘致を積極的に進めるべきだという考えが多くなっている。

景観や環境に配慮した都市づくり 人が集まる駅前や観光地などで考えればよいという考えより、行政とも協力しながら、地域単位で都市環境の形成を考える必要があるという考えが多くなっている。

【大切に守っていききたいもの、まちづくりに活用すべきもの】

お住まいの学区で大切に守っていききたいもの、まちづくりに活用すべきものとして挙げられた自由意見のうち、キーワードを整理すると以下のとおりである。

観光：「須成祭などの祭り」「尾張温泉」「社寺・文化財」

交流：「公園、図書館、公民館などのコミュニティスペース」

自然：「桜並木・樹木」「川（蟹江川など）」「田園風景」

都市：「JR蟹江駅・近鉄蟹江駅」「名古屋との近接性」「空家」